

日本逓信省及獨逸郵政省間締結る小包郵便物
交換約定案議事筆記

二十七年七月九日

国立公文書館

利用上の注意

本館は、非公開の席上における発言を記録したものであります。したがって当該発言者の共同著作物と解されず、引用等発表に際し著作権法上の問題を生ずることのないよう特に御配慮願います。

国立公文書館

分類	
配架番号	2 A 15-8 D 36

明治廿七年七月九日午後一時三十分開議
聖上臨御不被^為在

出席員

議長

山縣議長

副議長

東久世副議長 十八番

顧問官

川村顧問官 十九番

副島顧問官 二十番

福岡顧問官 廿二番

尾崎顧問官 廿六番

田中顧問官 廿七番

仁禮顧問官 廿九番

海江田顧問官 三十番

細川顧問官 卅一番

野村顧問官 卅二番

河瀬顧問官 卅三番

西園寺顧問官 卅四番

欠席負

皇族

熾仁親王 一番

彰仁親王 二番

貞愛親王 三番

能久親王 四番

威仁親王 五番

載仁親王 六番

依仁親王 七番

大臣

伊藤總理大臣 八番

黒田逋信大臣 九番

西郷海軍大臣 十番

井上内務大臣 十一番

大山陸軍大臣 十二番

榎本農商務大臣 十三番

陸奥外務大臣 十四番

渡邊大藏大臣 十五番

井上文部大臣 十六番

芳川司法大臣 十七番

顧問官

佐野顧問官 廿一番

佐々木顧問官 廿三番

高島顧問官 廿四番

勝 顧問官 廿五番

樺山顧問官 廿八番

委員

田 通信局長

報告員

平田書記官長

書記官

道家 齊

稿本圭三郎

議長 此度御下附、日本遞信省及獨逸郵政省

間ニ締結セル小包郵便物交換約定案、第一

讀會ヲ開ク總委員會ニ於テ為シタル修正案

ヲ以テ議題トス

第一讀會ニ於テハ朗讀ヲ省ク

報告員(平田) 本案審査ノ結果ヲ一言スヘシ抑

本案ハ明治廿四年以來彼我兩政府ノ間往復

協議シタル結果ニシテ此度上奏トナリシモ

ノナリ大體ニ於テハ主務省ノ意見ニテ差支

ナシト信ス唯タ茲ニ一言スヘキハ郵便料ノ

一事ナリ一見甚タ不公平ナルカ如シト雖ト

モ之レ全ク銀價下落ノ致ス所ナリ彼我ノ間

如此不公平ナルニ係ラス猶ホ我ニ取ツテ不

利アルヤヲ測リ知ルヘカラス然レモ其換算

ハ實施細目ニ於テ之ヲ規定スルノ定メナリ

本條約ニ之ヲ規定スルニ比スレバ大ナル利益アルコト、信ス次ニ第十三條及第十四條ニ至リ損害賠償ノ規定アリ之レハ廿五年萬國郵便聯合條約中ニモ又同様ノ規定アリ一體損害賠償ノ性質タル民事上ノモノニシテ公法上ノモノニアラス本條約中ニ規定スル所ノモノハ條約ノ結果ニシテ私法上即チ憲法第六十四條ニ關係スル事ナク全ク大權ノ發動ヨリ来ルモノト信ス故ニ本條約中ニ此規定ヲ設クルモ別ニ差支ナカルヘシト信ス

議長 別ニ御質問ナケレハ第一讀ヲ可決ト認メ第二讀會ヲ開ク第一條ヨリ第十條迄ヲ議題トス

報告員(平田) 左ノ條ヲ朗讀ス

日本遞信省及獨逸郵政省間ニ締結セル小包郵便物交換約定

日本遞信大臣及獨逸郵政長官ハ日本獨逸間小包郵便物ノ交換業務開設ニ關シ左ノ條項ヲ約定ス

第一條

日本及獨逸兩郵政廳間ニ小包郵便物ノ交換業
務ヲ開設シ兩國相互ニ小包郵便物ノ發送ヲ
スヘシ但價額表記ノ小包ハ之ヲ發送スルコト
ヲ得ス

第二條

小包郵便物ノ大サ及重量ハ左ノ制限ヲ超過ス
ルコトヲ得ス

大サ 幅

高

六十センチメートル

重量

五キログラム

第三條

兩郵政廳ノ間ニ交換スル小包郵便物ノ海運ニ
ハ獨逸郵政廳ニ於テハ日本獨逸間定期航海ノ
北獨逸ロイドノ汽船ヲ使用スヘシ

第四條

第一 小包郵便物ノ郵便料ハ差出人ニ於テ之
ヲ前納スヘシ

第二 日本ヨリ獨逸ニ竝ニ獨逸ヨリ日本ニ送
達スル小包郵便物一箇ノ郵便料ハ其ノ重量
ノ輕重ニ拘ラス左ノ料金分割額ヲ合算シタ
ルモノトス

一 獨逸領收分	五十「サンチー」ム
一 海上遞送料	三「フラン」ク
一 日本領收分	二「フラン」ク
合計	五「フラン」ク 五十「サンチー」ム

第三 兩郵政廳ハ前記ノ割合ニ依リ各其ノ領收スヘキ分ヲ受領スヘシ

第五條

第一 小包郵便物ノ差出人ハ二十五「サンチー」ム以内ノ料金を前納スルトキハ其ノ到達証ヲ受領スルコトヲ得

第二 此ノ料金を全部差立國郵政廳ノ收入ニ歸スルモノトス

第六條

名宛國ハ小包郵便物ノ配達料及稅關ニ於ケル諸手續執行料トシテ一箇ニ付合計二十五「サンチー」ム以内ノ料金を名宛人ヨリ徵收スルコトヲ得

第七條

郵便手数料ニ對スル兩國貨幣ノ相當金額ハ本約定第十九條ニ所謂實施細目規則ヲ以テ之ヲ

定ムヘシ

第八條

第一 名宛國ニ於テ名宛人ニ配達スルコト能ハサル小包郵便物ハ差立國ニ返送シ此ニ屬スル總テノ郵便手数料ハ差出人ヨリ徴收スヘシ

第二 該小包ヲ差出人ニ還付シ能ハサルトキハ之ヲ返送シタル國ニ其ノ旨ヲ通報スヘシ此ノ場合ニ於テハ郵便手数料ハ兩郵政廳互ニ之ヲ計算セス

第九條

兩郵政廳ハ第四條第五條及第六條ニ規定セルモノ、外小包郵便物ニ關シ郵便手数料ヲ徴收スルコトヲ得ス

第十條

信書若クハ通信文ノ性質ヲ有スル書類又ハ概關ニ關スル法令若クハ其ノ他ノ法令ヲ以テ遞送ヲ許サ、ル物品ヲ包有スル小包ハ郵便ニ依リ之ヲ發送スルヲ禁ス
議長 別ニ御異議ナケレハ決ヲ取ラン賛成ノ

諸君ハ起立

(總起立)

議長 第十一條ヨリ第二十條迄ヲ議題トス
報告員(平田) 左ノ條ヲ朗讀ス

第十一條

第一 小包郵便物ハ關稅徵收ノ為メ稅關、檢
査又ハ開包ヲ受クヘシ

第二 名宛國ニ於テ支拂フヘキ關稅ハ名宛人
ヨリ之ヲ徵收スヘシ

第十二條

第一 名宛人ニ於テ小包郵便物ニ課スヘキ關
稅及料金、納付ヲ拒ムトキハ其、郵便物ヲ
受領スルコトヲ得ス

第二 前項ノ規定ハ配達ヲナスコト能ハスシ
テ差出人ニ還付、為メ返送セラレタル小包
郵便物ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第十三條

第一 小包郵便物ノ亡失又ハ損傷ニ對シ差出
人又ハ差出人不在ナルトキ若クハ差出人ノ
請求アルトキハ名宛人ヨリ其ノ亡失又ハ損

傷セシ實額ニ相當スル賠償ヲ請求スルコト
ヲ得但其ノ賠償ハ小包ノ重量ニ「キログラム
迄ハ十五「フランク三「キログラム以上ハ二十
五「フランク」ヲ超過スルコトヲ得ス亡失シタ
ル小包ノ差出人ハ尚其ノ發送費、返還ヲ請
求スルコトヲ得

第二 左ノ場合ニ於ケル損害ニ對シテハ賠償
ノ責ヲシ

- 一 不可抗力ニ因ルトキ
- 二 物品自己ノ性質又ハ差出人自己ノ不注

意ニ因ルトキ

第十四條

第一 賠償金支拂ノ義務ハ差立局ヲ管理スル
郵政廳之ヲ負擔ス但名宛國郵政廳ノ管掌中

ニ於テ亡失又ハ損傷ノ事實ヲ生シタルモノ
ナルトキハ差立國郵政廳ヨリ名宛國郵政廳
ニ對シ要償ヲ為スノ權ヲ失フコトナシ

第二 小包郵便物ヲ異議ナク受領シタル後之
ヲ名宛人ニ交付シタルコト若クハ一方ノ郵
政廳ハ正當ニ交付シタルコトヲ證明スル能

ハサレ郵政廳ハ反對ヲ證明スル迄ハ責任ヲ
有スルモノトス

第三 差立國郵政廳ハ成ルヘク速ニ賠償金ヲ
支拂フヘシ遅クモ賠償請求ノ日ヨリ起算シ
一箇年ヲ超過スヘカラス名宛國郵政廳ニ於
テ責任ヲ有スルトキハ差立國郵政廳ニ對シ
速ニ其ノ賠償金額ヲ還付スヘシ

第十五條

郵政廳ハ受取權利者ニ於テ小包郵便物ヲ受領
セシ後ハ其ノ責ヲ免ル、モノトス

第十六條

賠償ヲ請求ハ小包郵便物ヲ差出シタル日ヨリ
起算シ一箇年以内ニ限リ之ヲ受理ス此ノ期限
經過ノ後ハ差出人ハ何等ノ賠償ヲモ請求スル
コトヲ得ス

第十七條

各郵政廳ハ小包郵便物ノ交換業務ヲ停止スル
ヲ以テ相當ナリト認ムル非常ノ場合ニ於テハ
一時其ノ全部又ハ一部ヲ停止スルコトヲ得但
此ノ場合ニ於テハ直ニ他ノ郵政廳ニ通知スヘ

シ

第十八條

此ノ約定中明文ナキ事項ニ就テハ兩國ノ内國小包郵便事務ニ關スル諸規則ノ適用ヲ妨ケス

第十九條

本約定ノ實行ヲ確保スル為ニ要用ナル實施細目規則ハ別ニ日本遞信省及獨逸郵政省之ヲ定ムルモノトス

第二十條

本約定ハ 年 月 日ヨリ實行シ左

場合ニ於テ其ノ効力ヲ失フモノトス

第一 兩郵政廳ノ一方ヨリ一箇年前ニ解約

ノ通知ヲナシタルトキ

第二 日本帝國政府カ萬國郵便小包交換條

約ニ加入シ之ヲ實施シタルトキ

本書ニ通ヲ調製ス

東京 年 月 日

柏林 年 月 日

第廿二番(福岡) 一寸質問セシ第十三條ニ唯ニ

小包ノ重量トアリ何故ニ小包郵便物ト為ル

サルヤ

第世一番(細川)

唯今福岡君ヨリ御不審アリ本

官モ此不審ヲ抱カサリシニアラス然レ氏前

ニ小包郵便物トアリテ其一條中ニアルコト

ナレバ後ノ方ハ之ヲ略シタリト解シテ宜シ

カラント信ス序ニ一言ス本案中ニ付ノ字ヲ

用タル所ト就ノ字ヲ用タル所トアリ之ヲ付

ノ字ニ一定シテハ如何

委員(田)

唯今世一番ヨリ付ノ字ニ付テ御説ア

リ第十八條ノ就ノ字ハ第十二條ノ付ノ字ト

少ク其意味異ナル所アリト信シテ斯クハ書

シタルナリ併シ穩當ナラストアレハ如何様

ニテモ宜シ

議長 唯今修正説モ出テタレ氏別ニ賛成者ナ

シ依テ問題トナラス原案ノ決ヲ取ルヘシ賛

成ノ諸君ハ起立多数

議長 第二讀會モ可決ト認メ第三讀會ヲ開ク

朗讀ハ省略ス

議長 別ニ御異議ナケレハ第三讀會ノ決ヲ取

ルヘシ賛成ノ諸君ハ起立

總起立

議長 コレニテ議事ヲ終リ直ニ上奏ノ手續ヲ
為スヘシ

(午後一時三十五分閉會)

議長 伯 齋 山 縣 吉 剛

書記官長

平田 東 助

書記官 道 宗 齋

橋本 五三郎